

石狩市使用料、手数料等審議会

会長 菅野 勲 様

石狩市長 田岡 克介

(仮称)石狩グランドプラザ利用料の設定について(諮問)

(仮称)石狩グランドプラザ取得に伴い、関係条例を制定することから、これに係る利用料の設定が必要となりました。

つきましては、「石狩市使用料、手数料等審議会条例」第2条第3号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 利用料金設定基準

プール利用料

区 分	単 位	利 用 料
一般	一人一回につき	550円
高校生		400円
小・中学生		280円
高齢者・障害者		280円
備 考		
1 「一回」とは施設への入場から退場までをいう。		
2 高齢者は65歳以上をいい、障害者とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。		

貸室料

区 分	コ ー ス	利 用 料
会議室A	1時間当たり	1,500円
会議室B	1時間当たり	700円
会議室C	1時間当たり	1,000円

今回は、利用料の上限額を設定するものであり、管理受託者は市の承認を得て、そ

の範囲内で利用料を設定する。